

令和6年度

千葉管理事務所管内
R6年度橋梁補修設計

特記仕様書

令和6年10月

東日本高速道路株式会社 関東支社

千葉管理事務所

第1章 総則

1-1 適用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社関東支社が実施する「千葉管理事務所管内 R6年度橋梁補修設計」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1-2 業務概要

1-2-1 調査等名 千葉管理事務所管内 R6年度橋梁補修設計

1-2-2 路線名 一般国道14号（京葉道路）
東関東自動車道

1-2-3 履行箇所 一般国道14号（京葉道路）
自）東京都江戸川区一之江（K P 0. 0）
至）千葉県花見川区畑（K P 1 8. 6）
東関東自動車道
自）千葉県稲毛区宮野木（K P 1 6. 7）
至）千葉県成田市東和田（K P 4 2. 9）

1-2-4 主な履行内容

設計種別	工種・細目・名称	数量	対象構造物
現地踏査		1式	一般国道14号（京葉道路） 一之江橋 江戸川大橋（新）※下り線 湊橋 武石高架橋 東関東自動車道 本郷ランプ2号橋 中長沼橋 東長沼橋 物井高架橋 上勝田高架橋 七栄高架橋 日吉倉高架橋
橋梁損傷調査		1橋	
交通規制工	国道16号（夜）	2回	
維持修繕設計	支承A1	1箇所	
	支承A2	1箇所	
	支承B	1箇所	
	支承C	1箇所	
	支承D	1箇所	
	鋼桁補修	14箇所	
	施工計画	5橋	
既存図面電子化		3枚	
設計協議図面作成		8枚	
設計打合せ		1式	

1-3 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和6年7月版とする。

1-4 テクリスへの登録

本業務は「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

1-5 履行期間

本業務は、共通仕様書1-13「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から480日間

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間

1-6 資料の貸与

共通仕様書1-15-1「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表の調査等業務による成果品等である。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
完成図面	各橋完成図	契約締結後貸与	電子データ (PDF)
設計報告書	京葉道路 篠崎高架橋補強設計（平成8年3月）一之江橋	契約締結後貸与	電子データ (PDF)
設計報告書	京葉道路 篠崎高架橋床版補強設計（平成10年3月）一之江橋	契約締結後貸与	電子データ (PDF)
設計報告書	平成4年度京葉道路（改築）橋梁補強基本設計 湊橋（平成5年1月）	契約締結後貸与	電子データ (PDF)
設計報告書	京葉道路（渋滞対策）幕張本線橋拡幅設計検討業務（平成30年12月）	契約締結後貸与	電子成果品
設計報告書	東関東自動車道 国道16号跨道橋他1橋（上部工）工事 詳細設計計算書 上り線（昭和45年5月）	契約締結後貸与	電子データ (PDF)
設計報告書	国道16号跨道橋 下部工設計計算書（昭和44年）	契約締結後貸与	電子データ (PDF)

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
設計報告書	東関東自動車道 国道16号跨道橋他1橋（上部工）工事 詳細設計計算書 Eランプ橋（昭和45年5月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 上勝田高架橋（上部工）工事 設計計算書（昭和45年9月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 日吉倉高架橋他3橋拡幅（鋼上部工）工事 上勝田高架橋（昭和55年10月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 栄町高架橋耐震補強詳細設計（平成8年3月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 上勝田高架橋 免震化詳細設計（平成16年11月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 日吉倉高架橋他3橋拡幅（鋼上部工）工事 七栄高架橋（昭和55年）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 七栄高架橋耐震補強設計報告書（平成16年3月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 湾岸市川～宮野木間橋梁補修工事（震災復旧）（平成23年9月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）
設計報告書	東関東自動車道 七栄高架橋支承改良工事 工事記録（平成9年3月）	契約締結後貸与	電子データ（PDF）

1-7 受注者相互の協力

共通仕様書1-20「受注者相互の協力」に示す、隣接又は関連の調査等業務については、下表のとおりである。なお、履行期間中に関連調査等業務が増加した場合は、監督員の指示によるものとする。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
東関東自動車道 本郷ランプ2号橋 床版取替工事発注用図面作成	令和6年6月15日～ 令和7年4月10日	(株)エイル	当社	

1-8 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本調査等業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1-16に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無及び完了予定時期を変更する場合がある。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了 予定時期等
中長沼橋	一般国道16号	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 船橋出張所	施工時制約範囲確認 施工時占用協議	協議済み

(2) 電力、通信施設関係

位 置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了 予定時期等
一之江橋 江戸川大橋（新） 湊橋 武石高架橋 本郷ランプ2号橋 中長沼橋 東長沼橋 物井高架橋 上勝田高架橋 七栄高架橋 日吉倉高架橋	光通信・メタル 通信ケーブル 電源ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	施工時制約 範囲確認 移設等協議	令和6年10月 ～令和7年3月

(3) 交通管理者

位 置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了 予定時期等
中長沼橋	一般国道16号	千葉県 千葉北警察署	施工時制約範囲確認 規制協議	橋梁損傷調査開始まで

1-9 計画工程表

1-9-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書1-14-1に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、下表の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者又は監督員が行う協議や共通仕様書1-22に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書1-9-4に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
現地踏査		一之江橋 江戸川大橋（新） 湊橋 武石高架橋 本郷ランプ2号橋 中長沼橋 東長沼橋 物井高架橋 上勝田高架橋 七栄高架橋 日吉倉高架橋	
橋梁損傷調査			
交通規制工	国道16号（夜）		
維持修繕設計	支承A1		
	支承A2		
	支承B		
	支承C		
	支承D		
	鋼桁補修 施工計画		
既存図面電子化			
設計協議図面作成			

1-9-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-3-0-1に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書1-1-4-3に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-10 打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

また、調査等打合簿は電子メールによる伝達とし、受注者は受領欄に押印したうえで、発議者に電子メールで返送し、保管するものとする。

1-11 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書1-4-4-1「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へのデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに、「工事記録作成要領」にしたがって「工事記録情報 完了届」を監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い、速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知するものとする。

1-12 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の請負人が協働して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協働連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の請負人および受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会の参加を義務付けるものではない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は対象橋梁について、「設計要領第二集（橋梁保全編）」に基づき設計条件を整理するとともに、当該地点の地形及び地質等の条件を鑑み、工法を選定し、詳細な設計（以下、「詳細設計」という。）を行うものである。また、設計にあたっては、維持修繕設計である支承、鋼桁補修及び施工計画は共通仕様書7-3「維持修繕設計」、設計協議図面作成は共通仕様書5-5「附帯工設計」の適合項目を適用する。

2-2 設計構造物の内容

本業務における、既設構造物の形式等の内容は、下表のとおりである。

橋梁名	上下区分	適用道示	上部工	下部工					支承	基礎工
			構造形式	下部工No	高さ(m)	支承条件	構造形式	耐震補強形式	構造形式	構造形式
一之江橋	下	S30	5連鋼がらへり橋	P2	8.8m	F・M	壁式	鋼板巻立 鋼板巻立	免震コゝム 支承	杭 杭
				P3	8.8m	F・M	壁式			
江戸川大橋(新)	下	S39	3連3径間連続鋼合成鉄桁橋	P3	12.2m	F・M	柱式	鋼板巻立	免震コゝム 支承	現場打杭
湊橋	上下	S31	単純鋼合成鉄桁橋	A1	9.8m	M	扶壁式	-	支承板支承	RC杭
武石高架橋	上下	S39	単純鋼合成鉄桁橋	P3	7.0m	M・F	ラーメン式	RC巻立	支承板支承 支承板支承 支承板支承	鋼管杭 鋼管杭 鋼管杭
				P4	7.5m	M・F	ラーメン式	RC巻立		
				P5	7.5m	M・F	ラーメン式	RC巻立		
本郷ランプ2号橋	ランプ	S48	鋼2径間・3径間・4径間連続非合成桁橋	P5	11.1m	F	円柱式	RC巻立	支承板支承 支承板支承	場所打杭 場所打杭
				P6	10.6m	M	円柱式	RC巻立		
中長沼橋	下	S43	鋼2径間連続非合成桁橋	P1	9.2m	M	ラーメン式	-	支承板支承 支承板支承	PC杭 PC杭
				A2	9.7m	M	扶壁式	-		
東長沼橋	ランプ	S43	2径間連続非合成鋼桁	A1	9.5m	F	扶壁式	-	支承板支承 支承板支承	PC杭 PC杭
				A2	9.3m	M	扶壁式	-		
物井高架橋	上下	S43	単純活荷重合成鉄桁	P3	9.5m	F・M	ラーメン式	RC巻立	支承板支承 支承板支承 支承板支承	鋼管杭 鋼管杭 鋼管杭
				P5	10.0m	F・M	ラーメン式	RC巻立		
				P25	9.0m	F・M	ラーメン式	RC巻立		

橋梁名	上下区分	適用道示	上部工	下部工					支承	基礎工
			構造形式	下部工No	高さ(m)	支承条件	構造形式	耐震補強形式	構造形式	構造形式
上勝田高架橋	下	S43	鋼3径間連続鉄桁橋2連	P3	15.5m	M	壁式	RC巻立	ローラー支承	鋼管杭
七栄高架橋	上	S43	4径間連続非合成鉄桁	A2	12.0m	M	扶壁式	-	ゴム支承	鋼管杭
日吉倉高架橋	下	S43	単純活荷重合成鉄桁	P11 A2	22.0m 12.0m	F・M F	ラーメン式 扶壁式	- -	支承板支承	鋼管杭

現地踏査、設計条件の整理等により、上記の設計条件が変更となり、当時の設計基準により再現設計が必要となった場合には、別途監督員と協議するものとする。

2-3 現地踏査

受注者は、契約締結後速やかに現地を踏査し、当該設計に必要な現地状況等の基本的事項を把握するものとする。完成図書等の貸与資料と現地が著しく相違している場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

なお、業務の追加・変更に伴い再度の現地踏査が必要と認められる場合、又は共通仕様書に規定のない業務において発注者がその必要性を認めた場合は、実施するものとし、発注者は必要な費用を支払うものとする。

現地踏査の検測数量は、一式とする。

2-4 橋梁損傷調査

橋梁損傷調査とは、保全点検資料、保全点検要領（構造物編）、並びに維持修繕要領（橋梁編）に基づき、近接目視を基本とした損傷の位置や範囲を確認するものとし、鋼桁変形の位置や範囲、変形量、鋼材の状況を確認する。調査で得た情報をもとに、鋼材変形による橋梁単位の健全性への影響度の照査を行うものとする。なお、調査記録方法は、損傷位置や変形量、損傷分布を示した損傷図の作成を行うものとする。

橋梁損傷調査の対象橋梁、損傷内容及び想定している調査方法は下表のとおりとする。

対象橋梁	上下区分	下部工No.	数量	損傷内容	調査方法
中長沼橋	下	P1~A2	1	G1(3/7)0.3*0.2 スチフナーに変形（破断）0.7 下フラに変形	橋梁の桁下国道16号より、高所作業車（トラック架装リフト車）による近接目視

- (1) 近接目視による現地調査の作業時間は特記仕様書2-5(4)によるものとする。これに要する労務費、機械賃料及び自動車経費などの費用は橋梁損傷調査に含むものとする。現地踏査などの結果により、調査方法を変更する必要がある場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (2) 橋梁損傷調査の結果より、補修が必要であると判断した場合は、維持修繕設計に追加するものとする。これに要する費用及び日数は別途監督員と協議するものとする。

(3) 橋梁損傷調査の検測数量は、橋梁数（橋）とする。

2-5 交通規制工

交通規制工とは、橋梁損傷調査に必要となる一般道上における交通規制を行うものをいう。交通規制工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	内容	回数	備考
国道16号（夜）	参考図に基づき、一般道上に走行車線規制及び追越車線規制を実施するもの。	2回	中長沼橋

- (1) 標識車、矢印板、ラバーコーン及び回転灯を基本的に貸与するものとする。貸与機械の使用は無償とする。なお、機械の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理に要する費用は契約項目に含むものとする。規制材の貸与、返却は千葉管理事務所にて行うものとし、これに要する費用は交通規制工に含めるものとする。
- (2) 交通規制を実施する場合は、その計画を事前に監督員に連絡するものとする。調査計画日前週に実施される規制調整会議の結果により交通規制実施可否を監督員が決定する。なお、規制調整は監督員が行う。
- (3) 交通規制内における作業箇所、調査等車両の出入り口には交通監視員を配置するものとし、これに要する費用は交通規制工に含むものとする。
- (4) 規制時間及び作業可能時間は下表のとおりとする。

交通規制箇所	区分	規制時間
八千代～穴川 （一般国道16号）	穴川方面	21:00～翌5:00 (22:00～翌4:00)

()内時間は、作業可能時間を示す。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議するものとする。

- (5) 交通規制工における監視誘導を行う交通安全要員および休憩時間等の交替要員の配置人数は下表によるものとする。これに要する費用は交通規制工に含むものとする。

交通規制箇所	交通監視員配置人数	交代要員配置人数
八千代～穴川 （一般国道16号）	3人	1人

なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置人数が変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議するものとする。

- (6) 交通規制工の検測数量は、規制実施回数（回）とする。

2-6 維持修繕設計

2-6-1 支承

支承の設計は、支承本体及び支承に関連する部材の破損、発錆等により損傷した支承の取替または補修による性能復旧を行うために必要な設計をいい、内容は下表のとおりとする。支承の設計の検測数量は設計を行った支承線の箇所数（箇所）とする。

(1) 対象橋梁及び種別

対象橋梁及び設計の種別は下表のとおりとする。

対象橋梁	上下区分	下部工No.	数量	設計区分	適用区分	関連する内訳書の種別	備考
湊橋	上	A1	1	詳細設計	基本となる設計	支承A 1	ピンチプレート の破断
	下	A1	1		基本となる設計を適用	支承A 2	ピンチプレート の回転
東長沼橋	ランプ	A2	1		基本となる設計	支承B	支承本体の 腐食
上勝田 高架橋	下	P3	1		基本となる設計	支承C	支承本体の 腐食
七栄 高架橋	上	A2	1		基本となる設計	支承D	サイドブロッ クの脱落

(2) 設計計算

支承の設計計算は、共通仕様書7-3-3「設計内容」の関連項目に準ずるものとする。なお、貸与される既存資料より設計に必要な既設橋梁の支点反力等の条件を別途算出する必要がある場合や、既設橋梁の照査結果より上下部工の補強が必要な場合、支承取替用のブラケットやベントの設計が必要になった場合の費用については、監督員と別途協議するものとする。

(3) 図面作成

支承の図面作成は共通仕様書7-3-3「設計内容」の関連項目に準ずるものとする。なお、設計図面の範囲及び内容は下表によるものとする。

構造区分	内容
一般図	設計橋梁一般図に設計条件、施工位置等の必要事項を記入
詳細構造図	当該設計に係わるすべての構造詳細図及び使用材料表

2-6-2 鋼桁補修

鋼桁補修の設計は既設部材の変形や発錆による部材の減肉などの損傷の補修または取替を行うために必要な設計をいう。鋼桁補修の設計の検出数量は箇所数（箇所）とする。

(1) 種別

種別は下表のとおりとする。

種別	内容	設計区分	備考
鋼桁補修	当て板補修、切断等鋼部材の部分取替、鋼部材の全取替に必要な設計	詳細設計	

(2) 対象橋梁

対象橋梁	上下区分	下部工No.	数量	損傷程度	備考
一之江橋	下	P2~P3	1	G1(5/6)1.9*0.2 下フラに変形 外側上方向に40mm 内側下方向に30mm	

対象橋梁	上下区分	下部工No.	数量	損傷程度	備考
江戸川大橋（新）	下	P3~P4	1	G2(両) (1/5) 下フラ0.3 ウェブ0.3 ス 0.2 (荷・減・孔) (JR) 主桁端部に断面 欠損(孔) (正19mm→18mm)	
武石高架橋	上	P3~P4	1	G4(G5) (1/5) 上フラ0.2*0.1(荷) ウェ ブ0.1*0.1(孔) 下フラ0.3*0.2(荷・ 減) (22mm→12mm)	
	下	P3~P4	1	G6(両) (5/5) ウェブ0.1*0.3(孔) 下フ ラ0.2*0.1(荷・発錆) (20mm→16mm)	
	上	P4~P5	1	G3(両) (1/5) 上フラ0.3*0.1(荷) ウェブ0.3*0.2(孔) 下フラ 0.3*0.2(荷・減) (22mm→13mm)	
	上	P3~P4	1	G1(両) (1/5) 上フラ0.6*0.1 下フラ 1.0*0.2 スチフナー0.1*0.1(発錆) ウェブ1.0*0.2(断面欠損) (荷・孔)	
本郷ランプ2号橋	ランプ	P5~P6	1	G5(G4) (7-8/8) 0.1(ガセットの孔食) 下横構に断面欠損	
東長沼橋	ランプ	A1~P1	1	G2G3(A1) 下弦2.0(孔) 上弦2.0(JR) 腐食原因有：伸縮装置の漏水 判定A1 端対傾構に断面欠損	
	ランプ	P1~A2	1	G3G4(A2) 下弦材1.0(孔) (JR) 対傾構に 断面欠損	
物井高架橋	上	P3~P4	1	G5(G4) (P4) 下フラ0.2*0.2(荷) ウェブ 1.5(孔) 主桁端部に腐食	
	上	P4~P5	1	G4(P5) ウェブ0.02*0.05主桁ウェブ端 部に断面欠損	
	下	P25~P26	1	G4(G5) (P25) ウェブ0.2(孔) 主桁ウェブ 端部に断面減少	
日吉倉高架橋	下	P11~P12	1	G2(1/6) (両面) 下フラ0.2ウェブ 0.1(孔) 主桁端部に断面欠損	
	下	P12~A2	1	G3 (両) (7/7) 上フラ0.2ウェブ1.0 (孔) 下フラ1.0(荷) 主桁端部に断面 欠損	

(3) 設計計算

鋼桁補修の設計計算は共通仕様書7-3-3「設計内容」の関連項目に準ずるものとする。
なお、構造変更を伴う設計及び構造変更に伴い設計計算が必要となる場合は、その費用について監督員と別途協議するものとする。

(4) 図面作成

鋼桁補修の図面作成は共通仕様書7-3-3「設計内容」の関連項目に準ずるものとする。
なお、設計図面の範囲及び内容は下表によるものとする。

構造区分	内 容
一般図	設計橋梁一般図に設計条件、施工位置等の必要事項を記入
詳細構造図	当該設計に係わるすべての構造詳細図及び使用材料表

2-7 施工計画

施工計画とは、2-7-1 支承及び2-7-2 鋼桁補修を施工するために必要な施工計画を立案するものをいい、内容は下表のとおりとする。施工計画の検測数量は橋数（橋）とする。

項目	内 容	備 考
進入路計画	工事箇所までの材料搬入等工事用車両の進入に関する計画の立案	簡易舗装または敷鉄板等の有無
仮設計画	足場等の仮設構造物計画 トラッククレーン、高所作業車等の施工機械配置計画 施工ステップの立案 ※施工時に一般道の交通規制が必要な場合は、路肩及び車線規制、固定規制等交通規制に関する計画の立案	支承 鋼桁補修

(1) 対象橋梁

対象橋梁	数量	地形条件	備考
湊橋	1	市街地	
本郷ランプ2号橋	1	市街地	東関東自動車道 本線との交差点
東長沼橋	1	市街地	
上勝田高架橋	1	平地部	
七栄高架橋	1	平地部	

(2) 図面作成

施工計画の図面作成の範囲及び内容は下表のとおりとする。

構造区分	内 容	備考
進入路計画図	既設橋梁一般図または平面図に進入路の位置、幅員等を記入 ※施工要領図に記入した場合は不要	
施工要領図	仮設構造物及び施工ヤードを記載した平面図、側面図、施工ステップ等の作成	
交通規制図	① 既設橋梁一般図または平面図に交通規制位置図、作業帯、施工機械等を記入 ② 交通規制一般図	

2-8 既存図面電子化

既存図面電子化とは、既存の手書き図面(TIFF)を電子化(CADデータ化)することをいう。
 既存図面電子化の検測数量は枚数(枚)とする。

橋梁名	図面名	枚数	備考
一之江橋	橋梁一般図	1	
江戸川大橋(新)	橋梁一般図	1	
武石高架橋	橋梁一般図	1	
合計		3	

2-9 設計協議図面作成

設計協議図面作成とは、設計資料を修正し、協議用資料を作成することをいう。
 設計協議図面作成の検測数量は枚数(枚)とする。

橋梁名	図面名	枚数	備考	区分
一之江橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所亀有出張所：施工計画図 東京都建設局 第五建設事務所：施工計画図 警視庁小松川警察署：施工計画図 	普通
江戸川大橋(新)	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 東京都江戸川区：施工計画図 国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所：施工計画図 警視庁小松川警察署：施工計画図 	普通
湊橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 船橋市：施工計画図 千葉県県土整備部 葛南港湾事務所：施工計画図 千葉県船橋警察署：施工計画図 	普通
本郷ランプ 2号橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県警察 高速道路交通警察隊：施工計画図 	普通
東長沼橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所船橋出張所：施工計画図 千葉県千葉北警察署：施工計画図 	普通
物井高架橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 四街道市：施工計画図 千葉県四街道警察署：施工計画図 	普通
上勝田高架橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 佐倉市：施工計画図 千葉県佐倉警察署：施工計画図 	普通
七栄高架橋	協議図面	1	<ul style="list-style-type: none"> 富里市：施工計画図 千葉県成田警察署：施工計画図 	普通
合計		8		

2-10 設計打合せ

本業務における打合せの回数は現地踏査、業務内容確認検査及び完了検査を含め、6回とする。打合せ場所は、東日本高速道路株式会社関東支社千葉管理事務所とする。打合せの検測数量は、1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。なお、完了検査はWEB方式により行うものとする。ただし、WEB方式による実施が困難な場合は、対面方式による実施については、別途監督員と協議するものとする。

2-11 交通費・日当・宿泊費

交通費・日当・宿泊費には、設計打合せに必要な交通費・日当・宿泊費を含むものとする。なお、設計項目及び数量が増減しても、交通費・日当・宿泊費の変更は行わないものとする。

WEB方式にて実施する場合の完了検査の交通費・日当・宿泊費の費用は計上しないものとする。なお、協議により完了検査がWEB方式から対面方式に変更になった場合の費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-12 成果品

報告書の表紙は黒色とし、金文字製本とする。

2-13 業務の変更及び追加について

次に示す事項について、関連する業務の設計内容を変更及び追加する可能性がある。これら設計の実施及び係る費用については監督員と別途協議するものとする。

- (1) 現地踏査、橋梁損傷調査の結果により、追加調査並びに補修設計
- (2) 点検中の橋梁における損傷箇所の補修設計
- (3) 施工に伴い不要または支障となる排水管、既設検査路、通信管路等の撤去・移設・再設置に必要となる図面作成および数量算出
- (4) 既存図面電子化及び設計協議図面作成の数量変更

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 _____ 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

(調査等名) _____

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

(3-2. 受注者が設定した業務の終期)

以 上